

(別添1)

【相楽東部広域連合】

端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	278人	269人	263人	251人	236人
② 予備機を含む整備上限台数	0台	309台	0台	0台	0台
③ 整備台数 (予備機除く)	0台	269台	0台	0台	0台
④ ③のうち基金事業によるもの	0台	269台	0台	0台	0台
⑤ 累積更新率	0.0%	100.0%	102.3%	107.2%	114.0%
⑤ 予備機整備台数	0台	40台	0台	0台	0台
⑥ ⑥のうち基金事業によるもの	0台	40台	0台	0台	0台
⑧ 予備端末整備率	0.0%	14.9%	0.0%	0.0%	0.0%

(1) 端末の整備・更新計画の考え方

① 今回の更新は、端末をリース契約する。リースにすることで、配備にかかる予算を抑え55000円の購入代金からの差額分を利用して、タッチペン等の配備を進めていくようにする。

② GIGA 第1期の令和2年度2月(令和3年2月26日)に端末を整備し、令和7年度(令和7年9月に導入完了予定)に、児童生徒が使う端末をすべて更新する。併せて、予備機を配備する。その予備機については、iOSの更新等、最新の状態で予備機として活用できるようにするため、普段は教職員用の端末として活用する。児童生徒が必要となった際は、その端末を貸し出し、学習者用として活用する。

現在使用している更新対象端末(教職員用として使っている予備機)については、仕事に関係するデータの引き継ぎ用及び、令和7年度以降の教員用予備機として、そのまま学校で利活用する。

(2) 更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について

①更新対象端末：395台（学習者用296台・教師用99台）

②処分方法

- ・使用済端末を各校の教師用予備機として再利用：99台※以下、各校での利用台数（和東小21台 笠置小14台 南山城17台 和東中21台 笠置中26台）
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者にて再使用・再資源化を委託：296台

③端末のデータの消去方法

- ・処分事業者へ委託する。：395台

④スケジュール

令和7年 4月 処分事業者 選定

令和7年 9月 新規導入端末の使用開始

令和7年11月 使用済端末の事業者への引き渡し